

## スウェーデンの生物多様性オフセットの現状について

田中 章 研究室

0731175 深野 崇翔

### 1. 研究目的

生物多様性オフセットに関する政策は 1969 年に米国で制定された環境アセスメント法が最初であり、開発行為による環境へのノーネットロス政策と、ノーネットロスを実現するための手法が既に確立している。

それ以降、こうした概念は諸外国へ伝播し、すでに 53 ヶ国以上で成立しており（田中・大田黒，2010）EU 諸国においても同様の政策がとられている。今後はこうした国々における生物多様性オフセット事業や生物多様性バンキングの実施状況を個別に明らかにすることが課題となっている（田中・大田黒，2008）。

その中、スウェーデンでは、1990 年代の半ば以来、環境オフセットの概念について議論されてきたが、スウェーデンが正式に開発と計画によって引き起こされた環境への影響の代償を必要とする事が初めて可能になったのは、環境基準に力を入れた 1999 年の事である。環境オフセットの議論はより早く生じさせ、スウェーデンの自然保護代理店と国際委員会の中で生物学的多様性の計画を立て、その手段としてスウェーデンの自然保護団体に維持する事が、ある一定の防護地域で義務的である事を推薦し、これらの領域の開発が環境価値の多大な損害をもたらすと、沼宅地を保護したことを意味している。これらの最初の議論に続いて、多くの報告書、ハンドブック、及び記事が環境オフセットに関連して書かれている。

本研究は、スウェーデンにおける生物多様性オフセットの根拠となる法律を調査しまとめることを目的とする。

### 2. 研究方法

スウェーデンの生物多様性オフセットの現状を

明らかにするために既存文献の調査を行った。

### 3. 研究結果

#### 3-1. スウェーデンにおける生物多様性オフセットの規則

スウェーデンの規則では環境オフセットを実行するに伴い必要なアプローチを規定していないが、基本的に緩和階層構造はプロジェクト・マネージャーが環境オフセットの実現に近付ける必要がある。様々な報告書とハンドブックは、ドイツの環境緩和規制の構造とスウェーデンの環境緩和規制の構造と同様と定義をする事を試みる。影響を回避することができないか、それが緩和できないなら道路への EIA ハンドブックの補償法の使用について論議し、どんな環境負荷も国際委員会が優先的に規定しなければならない協定がある。

スウェーデンの自治体で発展しているガイドと試験計画において、影響と関連する環境オフセットを設計する際に分析する時、以下の対象が考えられている（表）。

表 スウェーデンの環境オフセットの分析対象

指標	事業
環境オフセット	環境資産
	植物相
	動物群
	土壌
	水
	気候
	風景（美意識）
	文化遺産
生物多様性	

出典 Ecosystem marketplace (2010)

#### 3-2. スウェーデンにおける環境オフセット

これらの環境オフセットの目標は「全ての環境

の生態、そして娯楽の両方の役目を含み、環境価値における総合収支を獲得すること」に近付けること、そして、「全ての環境機構が害を及ぼした仮の状態がある均衡に達するように環境オフセット測定で検討していき、影響を相殺するべきである」とすることが挙げられる。

環境オフセットの目的が、環境基準の積極的な開発を作成するか、または機能を強化する事であると述べるほど開発計画のためのEIAハンドブックは継続する。この観点から、環境基準は目標として解釈される。

スウェーデンでは、通常、主として無くなっている値と機能を回復するための目的として補償が好まれる。例えば、木立縁が削られなければならない時、それは、新しく植林する事によって、相殺されなければならない。失われた値と機能は引き継ぐことができる(Rundercrantz, 2009)。

その中でも、道路計画部門の環境補償がEIA(計画過程と計画の両方)に繋がっているとされる。現在のところEIAがまだ環境オフセットを記述して実行するための最も良いツールに見えている。環境影響調査に環境補償を記述して、提案された測定が計画情報に記録されるのを確実にするのは重要で、従って法的拘束力を持つ文書にそれらを入れるという可能性を高めて、それらを理解させる。また、専門家による関心、彼らと、計画過程の良いコーディネイトとの厳密な協力が成功の鍵であると結論を下す。

### 3-3 .ナチュラ 2000 における生物多様性オフセットの位置づけ

ナチュラ 2000 は欧州連合の領域の保護された地域の生態学的なネットワークを指している。

スウェーデンでは開発計画によって、科学的、実現不明確なこと、そして、どの当局と専門家は関わるかをその場その場で扱われる。追加措置のための要件でオフセットの監視計画を作る事は、可能である。開発者との開発契約でこれを規制できる。しかしながら、監視計画が実際にはスウェーデンのどの範囲まで使用されるかは、不明瞭である。

通常、ナチュラ 2000 の場合は他よりはるかに厳密に扱われる。例えば、鉄道敷設計画でナチュラ 2000 の領域への影響に関わる場合では、影響への適切な補償を保証し、40ha の沼沢地の創造が失われた沼沢地の各ヘクタール毎に分けられる。

ナチュラ 2000 の領域で影響を扱うとき、ネットワークの接続性局面は、役割を果たす。一般に、ネットワークの接続性局面の包含はローカルの状況、および関わった専門家に頼っている。自治体が補償領域を決定するとき、地方、または、地方のピオトープネットワークか緑色の構造概念を考慮に入れて、ネットワークの接続性を高める局面を含んでいると考えられる。

## 4 . 結論と考察

本研究では、近年先進諸国で活発化している生物多様性オフセット、ならびにその根拠と考えられるノーネットロス政策について、スウェーデンに着目してその仕組みと現状を調査したものである。

環境基準に力を入れた 1999 年に環境基準に力を入れたスウェーデンでは環境オフセットの目標として「全ての環境の生態、そして娯楽の両方の役目を含み、環境価値における総合収支を獲得すること」と「全ての環境機構が害を及ぼした仮の状態がある均衡に達するように環境オフセット測定で検討していき、影響を相殺するべきである」という概念が示されている。

概念については明確になっているがスウェーデンでは現在の所、生物多様性オフセットに対して検討中な例が多く挙げられ、法律があったとしても、計画における環境オフセットが範囲内でどの程度使用されているかが不明な点な事から、これらの調査は今後の課題である。

#### 【主要引用文献】

田中章, 大田黒信介 (2008) 諸外国における自然立地のノーネットロス政策の現状, 環境アセスメント学会, 2009 年度研究発表会要旨集, 73 - 78.

Ecosystem marketplace (2010) state of biodiversity markets Appendix-case studies 151pp.